

評価シート(案)

芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例(愛称名:芦屋市共に暮らすまち条例)関連施策の取組状況・評価

令和3年度総合評価

自立支援協議会評価(総合評価)
取組内容(実績)、所管評価及び施策評価から年度ごとの総合評価を行う。

障がい者(児)福祉計画第7次中期計画						施策区分	評価視点	令和3年度		
番号	計画	所管課	取組	内容	今後の方向性			取組内容	所管評価	障がい者差別解消支援地域協議会
									意見	施策評価
1	1-1	障がい福祉課	自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がいのある人等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	継続	1-1 1-2 4	②④	所管評価(取組レベル) 各取組に対する取組内容(実績)から所管評価を行う。		差別解消支援地域協議会評価(施策レベル) 取り組んだ各取組内容(実績)を基に施策ごとに評価を行う。
2	1-1	地域福祉課 (障がい福祉課)	民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、芦屋市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、民生委員・児童委員に対して研修を実施していきます。また、緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供を行います。	継続	1-1	④	施策区分 1 障がいの理解に関する施策の実施 1-1市民及び事業者の理解を深めるための研修等の実施 1-2障がいのある人となない人との相互理解を深めるための事業等の実施 2 合理的配慮の提供支援に関する施策の実施 2合理的配慮の提供支援に関する事業の実施 3 社会参加の機会の拡大 3社会参加の機会を拡大する事業等の実施 4 政策形成過程への参画 4政策形成過程への参画		
3	1-1	障がい福祉課 社会福祉協議会	障がい者基幹相談支援センター機能の充実	障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。入所施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組みます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。	充実	1-1	②④	評価視点 ①物理的なバリアの解消に資するもの ②制度的なバリアの解消に資するもの ③文化・情報面でのバリアの解消に資するもの ④意識上のバリアの解消に資するもの		
4	1-1	障がい福祉課	地域生活支援事業の実施	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」の必須事業に加え、その他任意事業として「日中一時支援事業」「生活訓練事業」「更生訓練費給付事業」等を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	継続	1 3	③④			